第７９号議案

豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）条例の制定について

豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）条例を次のように定めるものとする。

平成３０年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）（以下「大橋屋」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市の文化財の保存及び活用を図り、市民の文化の向上と観光の振興に寄与するため、大橋屋を豊川市赤坂町紅里１２７番地１に設置する。

（管理）

第３条　大橋屋は、豊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（職員）

第４条　大橋屋に館長その他必要な職員を置く。

（利用時間）

第５条　大橋屋の利用時間は、午前１０時から午後４時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（休館日等）

第６条　大橋屋の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、大橋屋の全部若しくは一部を臨時に休館し、又は開館することができる。

⑴　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たる日を除く。）

⑵　１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までの日

（特別の設備等）

第７条　大橋屋を利用する者（以下「利用者」という。）は、大橋屋に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第８条　利用者は、大橋屋の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

（利用の禁止等）

第９条　教育委員会は、利用者又は大橋屋を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を禁止し、中止させ、又は制限することができる。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

⑵　施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。

⑶　営利を目的とする事業のために利用するとき。

⑷　利用者が前条の規定に違反したとき。

⑸　管理上支障があるとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、教育委員会がその利用を禁止し、中止させ、又は制限することが適当と認めるとき。

（原状回復の義務）

第１０条　利用者は、大橋屋の利用を終わったとき、又は中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第１１条　利用者は、大橋屋の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、大橋屋の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この条例は、平成３１年４月２４日から施行する。

---

理　由

この案を提出するのは、市の文化財の保存及び活用を図り、市民の文化の向上と観光の振興に寄与するため、豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）を設置する必要があるからである。

# 参考資料　豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）位置図
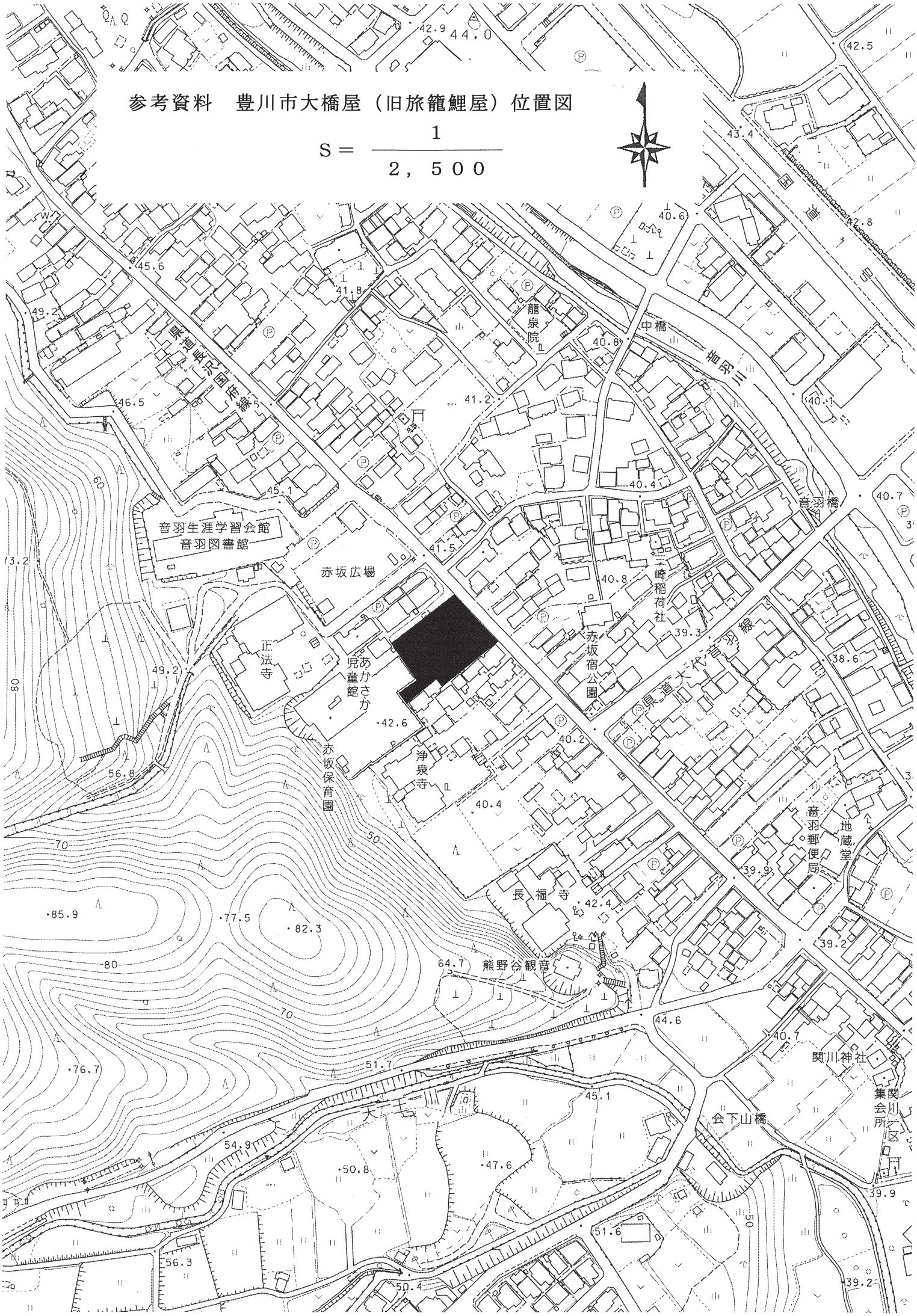
$$S = \frac{1}{2,500}$$